

資源物集団回収運動奨励金申請及び交付事務の改正について

1 概 要

ごみの減量や資源の有効利用を図るため、市内の町内会等が行う資源物集団回収運動に対し、奨励金を交付していますが、申請者の利便性の向上と奨励金交付事務の簡素化を目的に、申請回数の変更や受付期間・対象期間の延長等を行います。

2 変更内容

項 目	現 行	改 正
年間の申請回数（期）	年に 4 期	年に 2 期
申請時期	4、7、10、1 月	6、12 月
申請受付期間/1 期	18 日間/1 期	1 か月/1 期
対象となる集団回収	直前 3 か月間に実施したもの	直前 12 か月間に実施したもの※
振込時期	6、9、12、3 月 それぞれ中旬	8、2 月 それぞれ中旬

※ 申請時期に合わせ、直前 6 か月間に実施した回収分を 1 年に 2 回申請することも可。

3 変更時期

令和 3 年 4 月から

4 登録団体への意向確認・通知等

令和 2 年 6 月、登録団体に対し改正に向けての意向調査を実施

令和 2 年 9 月、回答内容を反映した改正案を通知

(予定) 令和 2 年 12 月、決定内容を通知